

7. 9 消防機関へ通報する火災報知設備

1 設置基準は令第23条参照

(1) 次の場合は消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができる。

ア 消防機関へ常時通報できる電話を設置したとき。

((5)項イ・(6)項イ・(6)項ロ・(6)項ハを除く。)(令第23条第3項)

※携帯電話で防火対象物の屋内にて通話が確認できる場合は免除可能。(5)項イ・(6)項イ・(6)項ロ・(6)項ハを除く。)(R7.3.26 消防予129、R7.9.25 青広予136)

イ (6)項イ(1)及び(2)、(16)項イ、(16の2)項並びに(16の3)項に掲げる防火対象物((16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、消防機関が存する建築物内にあるとき。(規則第25条第1項)

ウ 消防機関からの歩行距離が500m以下の場所(前イに掲げる防火対象物を除く。)(規則第25条第1項)

2 消防機関へ通報する火災報知設備の取扱い

(1) 平成8年4月1日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物で、2表1に該当する防火対象物については令第32条の特例を適用し、設置しないことができる。

2表1

	防火対象物	要件
ア	(5)項イ、宿泊室数が4以下のもの (6)項イ、病床等の就寝施設のないもの (6)項ハ、通所施設であるもの	① 消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等常時人がいる場所に設置されていること ② 電話の付近に通報内容が明示されていること
イ	ア以外の防火対象物	上記①、②の他 ③ 定期的に通報訓練が行われていること ④ 夜間・休日において、常時複数の勤務員が確保されていること
ウ	ア又はイ以外の防火対象物	既に118号通知に該当する、非常通報装置等が設置されているもの

(2) 平成8年4月1日以降、令第23条第1項の規定に基づき、新たに設置を要することとなる防火対象物のうち、2表1に該当する防火対象物については令第32条の特例を適用し、設置しないことができる。

(3) (6)項イ(1)、(2)及び(6)項ロに掲げる防火対象物等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備にあっては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものであること。(規則第25条第3項第4号)